

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和4年度第3回津市介護保険事業等検討委員会
2 開催日時	令和5年2月9日(木) 午後2時から午後3時10分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市介護保険事業等検討委員会委員) 伊藤好幸、今井和美、小出奏穂、高林光暁、寺田幸司、 永田博一、林幹也、古川和也、堀川正代、横山立夫、 渡部泰和 (事務局) 健康福祉部長 坂倉誠 健康福祉部次長 福田政一 介護保険担当参事(兼)介護保険課長 木崎彰 高齢福祉課長 高木伸幸 地域包括ケア推進室長 水野浩哉 高齢福祉課調整・高齢福祉担当主幹 長谷川義記 介護保険課調整・介護保険担当主幹 永合由典 介護保険課介護保険担当副主幹 鈴木弘一
5 内容	(1) 地域密着型サービス事業者の公募の結果について (2) 次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関するアンケート調査について (3) 緊急通報装置事業について (4) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	健康福祉部介護保険課介護保険担当 電話番号 059-229-3149 E-mail 229-3149@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 次のおり

事務局（永合） それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第3回津市介護保険事業等検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。議事に入るまで進行役を務めさせていただきます介護保険課の永合でございます。よろしくお願いいたします。開催に先立ちまして、この度委員の交代がございましたのでご報告いたします。

津市民生委員児童委員連合会の中川正治委員に代わりまして、古川和也委員がご就任されました。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、古川様、一言ご挨拶をお願いします。

【古川委員挨拶】

事務局（永合） 古川様ありがとうございます。

続きまして本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

久居一志地区医師会 井上委員、津市老人クラブ連合会 川村委員、三重短期大学 武田委員、津市社会福祉協議会 中村委員、津市地区社協連絡協議会 濱野委員、被保険者代表 別所委員がご都合により欠席となっております。

このため、委員17名のうち出席委員11名であり、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、当委員会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき公開とし、会議の内容につきましては録音させていただくとともに、会議の議事録は津市のホームページ上で公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、事務局を代表いたしまして、健康福祉部長からご挨拶を申し上げます。

【健康福祉部長挨拶】

事務局（永合） それでは、ここで本日の資料を確認させていただきます。本日の資料といたしまして、事項書、検討委員会委員名簿、資料1「地域密着型サービス事業者の公募の結果について」、資料2「『第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画』に関するアンケート調査について」と資料2-①から2-③アンケートの調査票が3種類、資料3-1から3-2「緊急通報装置事業について」、最後に以前に配付させていただきました「津市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」をお持ちいただいているかと思えます。不足等ございましたらお申出いただきますようお願いいたします。

それでは、「津市介護保険事業等検討委員会設置要綱」第6条により、委員長が議長を務めていただくよう規定しておりますことから、ここからは、渡部委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。渡部委員長、よろしくをお願いいたします。

渡部委員長 それでは、議事に入りたいと思います。進行にご協力をお願いします。

まず、事項1としまして「地域密着型サービス事業者の公募の結果について」事務局の報告を求めます。

事務局（木崎） 地域密着型サービス事業者の公募の結果について資料1を基にご説明いたします。

地域密着型サービス事業者の公募を昨年8月から9月にかけて実施したところ、看護小規模多機能型居宅介護について1者の応募がありました。

応募のありました事業者については、前回の当委員会において、委員の皆様にご協議いただきましたところですが、その後、昨年の11月24日に「津市地域密着型サービス事業者選定委員会」を開催し、書類等を審査した結果、株式会社セントレアを選定いたしました。

この株式会社セントレアは、一志町日置で有料老人ホーム等を運営しており、その敷地内に新たに当該施設を開設するものです。

今後につきましては、当該事業者が施設整備を行った後、令和

6年4月1日開設予定となります。報告につきましては以上になります。

渡部委員長 はい、ありがとうございました。令和6年からですね。特に何かご質問等ないですか。よろしかったら続きまして、事項2「次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関するアンケート調査について」事務局の報告を求めます。よろしくお願いいたします。

事務局（木崎） 「次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関するアンケート調査について」ご報告いたします。

 お手元の資料2及び資料2-①から2-③、アンケートの調査票をご覧ください。

 まず、資料2の1番「前回（R4.11.10）の事業検討委員会からの変更点」です。

 前回の当委員会でいただきましたご意見を基に、まず資料2-①在宅介護実態調査につきまして、専門的な用語でございますが注釈を質問の後ろに追加しました。参考にしますと5ページの質問にありまして、問3の（4）に経管栄養・ストーマが出まして、その下に米印で注釈を追加させていただきました。

 次に、資料2-②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査につきましては、「あなた」という表現が、調査対象者ご本人のことであるのか、ご本人の介護者のことであるのかが分かりづらいということから、表記を修正しました。

 また、問4の（14）につきましては、質問内容を整理し、1問にまとめたところです。

 なお、資料2-②の6ページ、問4の（12）（13）について、前回の当委員会において、頻度を尋ねる質問にしてはどうか、また、問4の（12）と8ページの間6の（6）は内容が重複しているので整理してはどうかというご意見をいただきましたが、当該質問項目は国の定める調査項目であり、国から示されているQ&Aにおいて「必須項目及びオプション項目は、他保険者と比較ができなくなるので、例示した調査票の文言をそのまま利用してください。」とされていることから、前回お示しした表記のま

まとしました。

最後に、資料２－③の介護支援専門員調査につきましては、三重県介護支援専門員協会からご意見をいただき、質問項目に変更はなかったものの、より分かりやすい表現となるよう見直し等を行ったところです。

次に２番「アンケート調査の発送について」です。

この３種類の調査につきましては、合計８，３５１件となりますが、昨日、郵便で発送をしたところです。各アンケートの回答締切は、３月２４日となっています。

報告は以上になります。

渡部委員長

はい、ありがとうございました。

この発送数の要支援認定者が５００人、それから、要支援認定者１，５００人。これどのような違いがありますか。要支援認定者が５００人と１，５００人と違うのは。

事務局（永合）

まず、在宅介護実態調査につきましては、基本的に介護サービス関連の質問が多くあることから、要支援者より要介護認定者の方を多く調査対象とさせていただいています。

ニーズ調査につきましては、認定を受けていない人、または要支援認定ということで、要介護になる前の方を対象にしていますので、まだお元気で認定のない方と要支援者の割合がある程度近い形で調査をさせていただくよう人数の配分をさせていただきました。

渡部委員長

ある程度絞って連絡する人としらない人を分けているということですね。

事務局（永合）

調査内容によって人数配分をさせていただきました。

渡部委員長

全員ではないということですね。はい。その他質問等ないでしょうか。

永田委員　　すみません。ひとつ前に戻るんですけども、地域密着型サービス事業者の公募の結果についてというのは、えらい簡単にあれですけども、これを認めたということになるんですか。この業者を。この会議で。

事務局（木崎）　前回、事業者の整備計画に基づき、この委員会でいろいろなご意見をいただきまして、その後、事業者の計画を、私ども地域密着型サービス事業者選定委員会で審査させていただきまして、選考させていただいたという形になります。

永田委員　　前しましたか。あんまり記憶がないんですけども。業者来て聞き取り調査しましたか。

渡部委員長　　前回来て説明してもらいましたよね。

永田委員　　そうでしたか。ごめんなさい。

事務局（木崎）　永田委員お休みいただいておったかと。

永田委員　　はい、そうでしたか。それで記憶がなかったのか。

まあいなかったんであれなんですけども、看護小規模多機能型はちょっとよく知らないんですけども、小規模多機能型居宅介護にはある程度知識があるのでね。元々泊まりが2人というのが原則であったのが、泊まりの宿泊者がいないときは1人でいっていうことになったと思うんですよね、制度的に。

というのは、泊まりが2人いると財政的に成り立たない。で、一般的には横にアパートがあつてですね、宿泊をしないというのがよく行われているやり方なんです。結局泊まりが1人だけと。ということは、在宅のところに行く人がいないというところが多いんですよ。で、それを認めているのかどうかというのが、ほんとにちゃんと在宅のところですね、行っているのかどうか。夜間でもですね、行っているのかどうか。ということが非常にグレーというかブラックというか。曖昧な形でなされておるんですけど

ども、そこらへんはきちっと津市の方で在宅への夜間等の対応をしておるのかということを確認していただきたいと思いますので、これよろしくをお願いします。

事務局（木崎） 委員ありがとうございます。いろいろと計画ですね、ちょうど一年前に定期巡回のほうも認めた中で、去年から事業開始したところで、引き続き今回も看護小規模多機能で応募があったところでございます。前回は地域に声をかけて、それで引き合いもあってサービスを始めるというように報告をいただいております。

今回の計画につきましても、利用定員の6割について有料老人ホーム以外の地域の方にもサービスを提供していくという計画をいただきまして認めたところですが、委員からご意見をいただきましたとおり、地域の引き合いを断ってないかとか、そういうところをチェックして意見を申し上げていきたいと思っています。

渡部委員長 後のフォローですね、よろしくをお願いします。

寺田委員 前だったか随分前にも議題に上がっていたかと思うんですけど、このアンケート調査したときの回収率のフォローアップはどのように考えておられますか。3月24日までが期限となっておりますが。

渡部委員長 どうですか。フォローについてはいかがでしょうか。

事務局（木崎） このアンケートを送らせていただきまして、今のところ未提出の方に対する連絡等の準備はしていませんが、あまりに回収率が悪いようでしたら検証していかないとは思っています。

事務局（坂倉） また、要支援・要介護の方についてはケアマネジャー等が付いておりますので、ケアマネジャー等にも支援という形でご依頼をしていきたいと思っています。あわせて、地域の民生委員の方々、いろんな地域の方々お見えになりますので、もしよろしければと、ご協力を求めています。そのような中で、先ほど課長が言い

ましたように、あまりに率が悪いということであれば、再度送らせていただいて、できる限り回収率を上げるよう努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

渡部委員長 集計の報告というのはいつ頃されるんですか。

事務局（永合） 予定としましては、6月中旬までにはと考えております。

高林委員 質問ですが、在宅介護の実態調査、それから②のニーズ調査、その①のほうの中身というのは実際の介護に関する実態を調査する。それから②のほうでは今後を見越したニーズを調査をして、事業の検討につなげる。そういう理解の仕方よろしいですか。でその中で、他の方からのご質問にもありました4,000人がという話が出ていましたが、中身を見ると要支援認定者が実態調査の方で500人、それからニーズ調査で1,500人を入れてみえる。でトータル4,000人ということで、私が確認したいのは、この要支援認定者の500人と1,500人というのかぶつとるんですか。別の方。ここがよく分からん。基本的にはかぶってないのね。理解の仕方としては何らかの要支援のサービスを利用されてみえる方々が①の方へ入るということですか。

事務局（永合） サービスの有無までは考慮していません。無作為です。

高林委員 無作為なんですか。ただ、かぶらない形でされているということなんですね。

それから最後の質問なんですけども、これ返ってこなかったらどうするのという質問で。何でもそうですけどよく回収率ってありますやんか。こういうのはある程度線引きされてます。例えば、回収率が3割しかなかったらやるとかそういうのはないですか。「少なければ」という言い方をされたので。

事務局（坂倉） 計画の75ページの方に前回と前々回の回収率を載せていますので。そのうちの有効のパーセンテージというのがこういうアン

ケートではあるかと思えます。その辺の数値を基にしてやっていききたいと思えます。

高林委員 それを下回るようだったら再送するということですね。分かりました。

事務局（坂倉） 可能性があればということですので、その手前で出さないとそのパーセンテージを上回れませんので、その手前でご案内の方をさせていただきたいと思えます。郵送でもう一度送らせていただくというのが次の段階です。

ケアマネジャーさん等については適宜ご協力いただきますようにお声掛けをさせていただきたいというように考えております。

高林委員 分かりました。

渡部委員長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、事項3「緊急通報装置事業について」事務局の説明を求めます。

事務局（長谷川） 緊急通報装置事業について説明いたします。

本日の介護保険事業等検討委員会では、現在も取り組んでいる事業になりますが、緊急通報装置事業の概要と今後の進め方について説明し、委員の皆様からご意見をいただき、その意見を踏まえながら次回の検討委員会において、見直しに係る案をお示ししていきたいと考えています。

それでは、資料3の1ページをご覧ください。

1 緊急通報装置事業ですが、事業の目的は、ひとり暮らし高齢者等が急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、簡単な操作により通報することができる装置を貸与することで、高齢者の福祉の増進に努めることを目的としています。

対象者は、本市に住所を有する住民税非課税世帯の65歳以上の高齢者が対象で、かつ、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの者を抱えた高齢者のみの世帯、重度の障害者の者を抱えた世帯、そ

の他市長が認める世帯の者が対象者となります。

確認事項は、緊急時に連絡をさせていただく原則2名の協力員の登録を確認し、お住まいの地域を担当される民生委員さんへ情報の共有を行います。

次に、緊急通報装置の機器ですが、ボタン一つで簡単に操作できる装置で固定電話の回線を利用します。このため、携帯電話の利用などで固定電話がないご家庭には、NTTなどの電話回線の開通工事が必要となります。

また、体温に反応する人体感知センサーを利用したリズムセンサーがあり、日常生活において必ず利用する場所に設置していただきますと、倒れたままになった時など一定時間（約12時間）内に人体感知センサーに反応しない場合に、異常信号をコールセンターに自動的に送信されます。

ここで、カラーの資料3-2をご覧ください。

資料の右側は緊急通報装置の本体及び持ち運びが可能なペンダントの写真で、この2つの機器が基本セットとして貸与されます。このペンダントは、本体から約25メートルの範囲であれば機器本体への送受信が可能となっています。

また、希望者になりますが、資料の右下の写真、リズムセンサーですが、この装置を自宅内の居間やトイレなど毎日利用する場所に設置していただきます。機器の下の部分にセンサーがあり、12時間以上人体の熱を感知しない場合は、倒れているものと判断しコールセンターへ異常信号が自動的に送信されます。このため、一定時間以上の外出等をされる場合は、機器の中央にある四角いボタンを押すことで赤色に点灯し感知機能が停止されます。外出から戻られた際には、中央の四角いボタンを押すと赤色の点灯が消え、再びセンサーによる感知機能が作動します。この操作等を忘れることで誤報となり、リズムセンサーの取り外しを希望される事例もあります。

資料の左側になりますが、通報時の対応の流れになります。この内容は、委託事業者が作成した案内パンフレットを基に作成しています。左側の上が利用者のお宅に機器本体及びペンダント、希望者にはリズムセンサーを設置し、本体の丸い赤色の緊急ボタ

ンを押しますと赤い矢印の①緊急通報（電話回線）によりコールセンターにつながります。受話器はなくハンズフリーで会話ができるため利用者からの応答があるのかないか、初期の状態が確認できます。ここで、利用者からの応答がない場合など異常を察知した際には事前に登録している協力員等に連絡が入り、利用者の実態を確認していきます。協力員等へ連絡がつかない場合などは委託事業者が利用者宅へ直接訪問していただきます。利用者からの応答や協力員による状況確認など、状況によっては消防署や警察署、医療機関へ救助の要請を行います。

このように、簡単な操作により緊急時等の対応ができる安心感が得られるため、住み慣れた地域における高齢者等の在宅生活の維持に必要な施策であると考えています。

資料3-1に戻りますが、(5)の利用実績です。

令和3年度の利用実績になりますが、設置台数は640台。内訳は、リズムセンサーなしが473台、リズムセンサーありが167台となります。利用料金は市が負担するため無料となりますが、通話料や電話回線料は自己負担となります。令和3年度の決算額は1,850万4,606円です。

次に2 事業計画の位置づけですが、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする現計画の津市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に当たり、アンケート調査を実施しており、緊急通報装置事業に係る回答を次のとおりまとめました。

ア 緊急通報装置の既に事業を利用している方も含めた認知度ですが、「事業を知らない」と回答した方が70.2%と高く、利用者の負担については、所得などに応じて利用者の負担があるのはやむを得ない」が50.7%、「一律の利用者負担があってもやむを得ない」が34.6%と、利用者負担があってもやむを得ないと回答された方は85.3%になります。

このアンケート結果を踏まえ、現事業計画において「緊急通報装置の周知に努めるとともに、アンケート結果を反映した利用条件等の見直しについて検討を行っていくこと」と位置づけました。

3 今後の進め方になりますが、アンケート結果を反映した利用条件等の見直しについて、利用者にとって効果的な事業とする

ために検証していく必要があります。

なお、時期については、現在の長期契約期間（令和3年度から令和5年度まで）の終了時である、令和6年度から実施できるよう取り組みたいと考えています。

説明は以上となります。

聞き取りにくい部分、分かりにくい部分もあったかと思いますが、資料や説明に対するご質問も含めまして、緊急通報装置事業について、委員の皆様からの忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

渡部委員長 この対象者というのは津市内でどれくらいみえるんですか。市民税非課税で65歳以上でひとり暮らしというのが対象者ですね。

事務局（高木） 令和4年1月1日現在でございますけども、65歳以上の方が約81,000人いらっしゃいます。その中で、介護保険料の1段階から3段階の非課税世帯の方が27,809名。この27,809名のうち現在640名の方に緊急通報装置を貸与している形になります。

渡部委員長 それからこの実績なんですけども、使用した頻度というのはどれくらいというのはわかりますか。

事務局（高木） 緊急通報装置の通報ですが、緊急時に押された場合と誤報というものがあるんですけども、令和3年度末になりますと緊急であった方に関しては通報は145回。誤報が206回ございます。この誤報というのは、先ほどのリズムセンサーもございますし、家の中で犬とか猫を飼われている方がいらっしゃって、ご本人様はお外で洗濯物干されていたんですけど、猫が飛び落ち通報が行った。で、コールセンターからどうされましたかと、ボタンを押せばどなたかわかりますので、誰々さん大丈夫ですかと言っても返事がない。ご近所の協力員さんにお電話させてもらって、協力員さんが飛んで行ったら元気に洗濯物干しておったとか。誤報も含めて合わせますと、338回となります。正しい緊急時の対応

をさせていただいたものが145回になります。令和4年10月末ですと緊急時が82回で誤報が111回でありますので、ほぼ同等数があると考えております。

渡部委員長 はい、ありがとうございました。ただ今の説明に関して、ご意見、ご質問がありましたら。

永田委員 はい。そのうち、リズムセンサーで通報があったのはどれくらいだったんですか。

事務局（高木） リズムセンサーの数は集計を分けておりませんもので分かりにくいんですけども、リズムセンサーの方で誤報が流れますと、その方は1回2回で収まる方でなくて、何度か作動して結局切り忘れということで、これやったらリズムセンサー外してほしいわって形で、そういう方が月1件あるかないか、月1人ずつくらいはリズムセンサーを外しているというのが実情だと考えています。

永田委員 あのリズムセンサーって体温に反応するということですけども、体温を感知すればそこに人がいるということで感知するんですか。それとも体温を感知したり感知しなかったりというようなことがあるかないかというのはどういうふうな感知の仕方なんですか。

事務局（高木） 人感センサーですので、体温が12時間ですけども一定時間感知されなかったときに機械が自動的に反応する形になります。

永田委員 あの、その場合ですね、近くで倒れていた場合ですね、体温が感知された場で倒れておったという可能性があるんですけど、それはよろしくないんじゃないですか。

事務局（高木） リズムセンサーの感じ方は、委員のおっしゃるとおりになります。ただ、これはあくまで緊急通報装置本体で通話を行うためのリズムセンサーに関しては付加価値ですので。

永田委員 ちょっとリズムセンサーのあれが悪い。感知したりしなかったりというのがなくてずっと感知したままとか、ムラが出ないように感知するとか、そういう形にしないと体温だけだったら近くで倒れてたら何の意味もないと思います。もっと改良する余地があります。

事務局（高木） ご意見としてよく分かりました。家の中ですので、たくさんの方に、例えば施設の居室ですとか一箇所にいちゃる方に関しましては、非常に有効かと思うんですが、どうしてもお家の中での使い方になりますとなかなか。

永田委員 だからその感知したりしなかったりというのが、いるということになるんであって感知した場合というふうにはならない。だからこれは全然よろしくないと思います。

渡部委員長 このリズムセンサーというのは、冷たくなったのを感じるということですか。

永田委員 遅すぎます。

事務局（高木） ではなくて、一定期間に人の反応がなかった場合に、リズムセンサーが反応するようになっています。

永田委員 ちょっとその能力的に全然駄目です。

伊藤委員 3つほどお聞かせください。

まず一つはですね、（3）の確認事項のところに協力員とございますね。こちらのカラー刷りの中には、隣人とか親戚等。今の要綱みたいなところにこういうふうな書き方されていると思うんですが、おひとりで暮らしている方の中には例えば、隣人とお隣の方となかなかお付き合いのない方とか、あるいは親戚と言っても遠くにいてなかなか対応してくれないとかという方もいらっしゃると思うんです。協力員は確かに必要なことかと思うんですが、

例えば民生委員さんであるとか、あるいは包括支援センターさんに代行していただくようなそういう方向も必要じゃないかと思えます。

二つ目が、機器の使用料がほとんどいない。回線料だけということですが、先ほどのお話の中で固定回線がない場合は工事していただきますと言いましたね。工事した場合は費用がかかります。これは個人負担だということをごまかす必要があるんじゃないかなというふうに思います。

三つ目は、先ほどの内容と同じですが、広報を見て私もこれ借りたいなと思ったときに、じゃあ窓口どこへどういうふうにするか、こういう方々がなかなか様式をダウンロードして書くとか、どこかに取りに行ったりとかなかなか難しいことかと思うんですね。そんなときに、例えば民生委員さんであるとか、包括支援センターさんなどが代行していただくといいんですが。とにかく一番最初にどこへどういうふうに言ったらいいのか最初の窓口をお示しいただくのがいいかなと思います。以上です。

事務局（高木） 大変貴重なご意見ありがとうございます。協力員さんの方については原則2名という形でお答えさせていただきました。今おっしゃいましたようになかなか近くに2名いないんだよという方もいらっしゃる。ただ、その点に関しましては遠くであってもご家族がいらっしゃる方であればその方であるとか、他にも、少し隣町だけでもという方もいらっしゃいますので、この辺は臨機応変に対応させていただいております。

それと、周知の仕方が悪いのかもしれない。この緊急通報装置は、書類の代行は地域包括支援センターや在宅介護支援センターでも受付をさせていただいて、申請と取り付け支援をさせていただいております。そういう形で、できるだけ負担がないようにさせていただいておるんですけども、周知が足りないということでそのようなご意見であったかと思えます。そのようなご意見も含めて、今後も周知をさせていただきますよう頑張っていきます。

永田委員 リズムセンサーですけども、例えばトイレの中に入ってね、感

知してて電球がつくってというのがね、じっとしていたら電気消えるんですよ。動いたらつく。ああいう感じの動きを感知するものでないと駄目だと思います。

横山委員 永田委員が言われる心配は確かにあるけれども、私自身がこれに関わってきた限りで言うと、機器の発達というのはすごいなと思うんですよね。まず、ミスがない。倒れていて人の動きがないというのは、必ず機械が反応をしてくれる。そういうそれは機械の性能を信じるしかないと思うんですけどもね。

永田委員 だから、今のセンサーでは無理なので。ちゃんと改良を。

横山委員 無理じゃないんですわ。それができるんですわ。

永田委員 今の答えだとできないですよ。

横山委員 いや、できるんですわ。人の動きがないとね、スイッチが入っている限りは人の動きがないと必ずセンターの方へ通報が行くようなシステムがね。

永田委員 先ほどの説明ではなっていなかったと。

横山委員 業者がそういうところをきっちりと改良したものなんですよ。

渡部委員長 ちょっとリズムセンサーの性能というのをもう一度お願いしていいですか。

永田委員 先ほどの説明では全然ね、動きに対してのセンサーではなかったもので、言われるようなものであればよろしいと思います。

横山委員 その点は、信頼できるからいいと思います。ある意味では、これもAIのひとつの現れかなと思うんですけど、私いまだにずっと疑問なのが、先ほど伊藤さんが言われたような協力者。これ協

力者はほんとに得られにくいんで、協力者なしでもいいんじゃないかと。直接センターにつながったたらね、それで対応できるんじゃないかと、前にここで言った覚えがあるかは分らんけども、昔にそういう議論はした覚えがあるんですわ。どこでそういう議論をしたのか、協力者なしでこれにセットしていく。関わりを一番何とかしてほしいなと思うのは、地域包括とかケアマネジャーですね。そうした人たちが是非ここには付けてくれって、こう行政に言ってくるわけですわ。そういうシステムをきちっとしていけば、協力者なしでもいいけると違うかなと思うんですけどどうですかね。

古川委員

よろしいですか。民生委員ということで。実際私3名やっています。協力者2名については私が必ず入ります。そして、できなかった場合でしたら、申請者の人と一緒に市役所の方へ行かせていただき、2名はできないので私だけで大丈夫だということで、やらせていただいております。これは一応裁量で（市役所の裁量で）やってもらっていると思います。

それと、65歳以上のひとり暮らしの方につきましては、年1回委託事業として、民生委員の方で調査をお受けしております。民生委員がやっていますので、65歳以上の基準については、十分その人たちは把握しているということになろうかと思います。その中で、私付けたいという方については、安心・安全のシステムを構築しております。

もう一つ言えば、高齢者の人は面倒くさいものは付けたくないという方も多分におりますし、固定電話の関係でどうしても難しい面があるかと思えます。一般的に高齢者の方は携帯の電話番号は言いません。固定電話の電話番号は言える。携帯の電話番号言うと、何かおかしいことが入ってくると。固定電話については、受けない、対応しないという方も多く見えます。

渡部委員長

ありがとうございました。話が逸れましたが、このリズムセンサーというのは、もう少し詳しく説明してもらえませんか。

事務局（長谷川） まずリズムセンサーの機能についてなんですけども、人体の熱を感知する機能ということですので、永田委員のおっしゃってみえた動きまではいっていませんので、センサーの近くで倒れてまだ熱のある状態ですと、元気だなどおそらくセンサー上は反応してしまいますので、動かないことをもって通報が行くという機能までは備わっておりません。

永田委員 できればそういうことが、僕は望ましいと。

事務局（長谷川） 12時間という時間がありますので、それは少し現実的に近くで倒れている場合にはおそらく機能しないかと。

永田委員 どんどん機器が発達していますので、そういう動きがあるかないかということで判断してもらいたいなど。

事務局（坂倉） 名前だけだと「リズムセンサー」なので、動いているように思えますよね。おっしゃるとおりそれが人感センサーというなら分かりますが。

高林委員 ただ付けるのは難しいでしょう。今イメージを描いてますが、トイレの話とかなら分かるんですよ。トイレに例えば設置してあって、動きでなくて、熱感知をする。で、そこでずっと長く、冷たくなるまで放っておくのはいかんですよ。けど、熱がだんだんずっとそこにある状態というのは、どこかでその連絡する何かがいるでしょうね。

それから今度は逆にそこを出ていく場合。動きがあった場合ですね。そのときでも、例えばトイレセンサー。それは最終的に24時間つけたままでいいわけですね。で、ここでなんか消すとかがっていう声が聞こえたけど、消すというのはどういう意味なんやろと思ひまして。

それからこうなってくると、感知するエリアというのも、厳密に選定しないと。入って出てくると、トイレなんかは典型ですね。だけど例えば居間なんかで、ずっとそこにいるというのは当然で

すが、となると人感センサーである熱感知であれば、その人がおるんだけど冷たくなっていったよということを見ようとすれば家の中全部見なあかんと違うのと思って。だから本当にその機能的によほどうまく使わないと、あるいは限定して使わないとあれかなということをしごく思うのと、せっかくAIの機能使っているのであれば、冷たくなったのを分かったり連絡してもらっても遅いわけです。じゃあ、そこは難しいけども、例えば動きがないとか、要は複雑な情報をリズムセンサーからコールセンターに連絡が行くようなシステム。それができたら、さっきいろいろおっしゃったような内容がクリアされるという気がするんですけどもね。

古川委員

私が付けるところを立会いしてやっておるのを聞いてますと、よく移動する場所へ付けてくださいよということで付けています。それと、今言うように12時間云々という話がありましたけれども、一夜空けるときについては電話をかけて、警備会社だと思ってるんですけども。そこへ、「私今日一日空けますので」という連絡を入れてください。そして帰ってきたらもう一回言ってくださいねと。

高林委員

それで電気を切ると。となると私が勝手にイメージしてしまうのは、トイレなんかじゃなくて、例えば一日の生活の中で、起きている限りは絶対通るような場所ですか。

古川委員

そういうところですよ。

高林委員

なるほど。必ず通る場所を通らないのはおかしいということですか。

古川委員

そういうことです。それで実際に電話がかかってきたら走って行って安全確認することになります。

渡部委員長

ありがとうございました。そういうことですね。

古川委員

一度実物を持ってきて説明してもらったほうが皆さん良く分かると思います。せっかくのいい装置です。見ずに言っても話にならないと思いますので。一回警備業者の人、付ける人に付けてもらってこういうふうに付けるんだと等々を話してもらっては。

高林委員

今介護の現場では、逆の考え。逆っていうほどでもないんですが、認知のひどい方だとか、自分の意思なしにベッドから勝手に降りて歩いて転んだりという方がいらっしゃるんですね。そのための人感センサーは結構流行っているんですね。

これは逆ですよ。だから、ベッドの上で動かない前提でセンサーがあって、それを動くのは、要はどうセンサーが感知したらすぐに飛んでいくというやり方。このケースはまた逆ですよ。

今井委員

少し他の委員から触れられたこともあるんですが、回線を開くときの工事について、(2)から見ますと市民税非課税世帯に属する65歳の方ということで、この資格に照らし合わせてみると回線工事を自費負担というのはきついんじゃないかと思います。

それにですね、(2)についてももうひとつ。私以前他府県におりましたときには、70歳以上、所得何もかも関係なしに市の義務で、ひとり70歳以上になれば緊急押しボタンっていうものがもらえる町に住んでおりました。津市より人口は10万弱多いだけのところですよ。やればできると思うのですが、こうして(2)のように緊急通報装置というのは肯定的な考えをもって見ているんですが、緊急通報装置にしたいくてもできない。安全や命には代えられないけれども電話回線料は自分持ちだし、工事については市が負担してくれるわけじゃないですよ。津市がそこまでしてくれるという立場は私は見たことがありません。ひとり暮らしの高齢者で、寝たきりの者を抱えた高齢者にのみ構成されて、障がい者でも肢体1、2、療育手帳の重度など見ていると非常に厳しい条件の下で、それを70%以上の方が知らないというのは当然だと思います。

これに、この事業について、緊急通報装置は肯定的に見ているのですが、事業についてはあまりに条件が厳しすぎて、人に勧め

たり、これはとてもいいよと、命と安全を守ってくれる最後の砦だというふうには人に言えません。お勧めできないということです。だから口コミも広がらない。前住地の70歳以上を万遍なく公平に配られたところは、この町に住んでよかった、本当によかったというそういう声しか聞きませんでしたけど、津市はまだまだなんだなど。弱い世帯の人、市民税非課税と言ったらね、生活保護基準下回ってギリギリのところですから、そういう方達は。

渡部委員長 先ほど出ましたように非課税世帯だけではなくてね、課税者を対象にするという考えはないでしょうか。課税者になった場合、一部負担金が減るといふ可能性はないことはないでしょうけど。それについてはどうでしょう。

事務局（坂倉） この緊急通報装置につきましては、今ご意見をいただいたところなんですけど、元々制度としては心臓疾患がある方が対象の制度でありました。その中で協議を進める中で枠を拡げるといふことでそういった心臓疾患のみならず、高齢者の方はいろいろ緊急的な要素があるということから非課税世帯に枠を拡げさせていただいた経緯がございます。

その後、協力員2名の関係もございます。その協力員もなかなか2名が揃わないという話がございましたので、これについては平成30年に、協力員を2名確保できない場合は、委託事業者の方に直接行ってもらうようなことも可能にするというようなことを協議し進めていったというような経緯がございます。

今回先ほど担当が申し上げ、私も挨拶で申し上げましたように、アンケートの中で対象要件を見直すというような形のものを入れさせていただいておりますので、先ほど委員長がおっしゃっていただいたように所得制限を設けるのか、枠を拡げる中でどういった制度にしていくのかというようなことをここでご意見をいただきまして、次回そのご意見を踏まえまして、何点か案を示させていただいて、また再度協議をお願いするというような流れを考えておりますので、現在の制度を踏まえた上で、様々なご意見を現段階ではいただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいた

します。

小出委員

私の利用者さんでも緊急通報装置を使ってみえる方がありますが、非課税世帯の方限定になっておりますので、この方対象になればいいのになと思う方が課税世帯であると、導入できないというところがありますので、是非その辺りもご考慮いただければと思いますし、あと非課税の方から料金を徴収するとなりますと、他にもいろいろ高騰していますし年金がない中でもいろいろなサービスの利用料というのがかかってくるので、その辺りのご配慮も必要なのかなと思います。

永田委員

私ちょうど今65歳で、かつ津市ではひとり世帯なんですよね。で、たしか民生委員が半年か1年に1回行きますよというのはあったけど、一応私お断りしてしまったんですが、こういう制度があるというのは全然知らなくて。おそらく非課税じゃないのということなのかと思うんだけど、ちょっとそれはいかがなものかと。一応それはやるにしてもやらないにしても、こういう制度は適用していただいてその上でお金を取るというのはいいかと思えますけど。やっぱりそれから完全に外れてしまうというのは、ちょっと納得できないですね。

渡部委員長

ありがとうございました。課税者も必要な方がみえるということで、そういう人も対象に広げていく、それには料金をどうするかということが、やはり税金がいる問題ですから。

それから、もう一つはこのNTTに頼らなければならない。他にもっといい方法とかツールができているという気もしないではないんですけど、そういう方法を何か探してもらえるとよいかとも思いますが、いかがでしょうか皆さん。何かご意見ありますか。

横山委員

私、機械は信頼できると言ったんですけども、その機械の本機メーカーと、その機械を扱う緊急通報装置を集中するセンター。これとの契約がどこかによって機械が違うのかなと思ったんです

けどそういうことはないんですかね。今1種類だけですか。それとも、私の知る限りはね、24時間人の動きがなかったら連絡がある。そういうつながりを持てるという経験があるもので、さっきそう言い切ったんですけど。機械が信頼できると言い切ったんですけど。もしそれがメーカーによって違う、あるいはセンターによって違うということになると、ちょっと私の発言訂正せなあかん。

渡部委員長 アルソックとかイセットとかが、結構そういうことをやっているんじゃないかという気もしないではないんですけども。
今井さんのところでは、前住まれていたところではどこの機械だったんですか。

今井委員 機械というよりは。電話回線利用してないですね。

渡部委員長 N T Tではないということですね。

今井委員 はい。ただ、市の老人福祉課と直結で電話がつながるっていう。市が工事をして市が設置していくっていう。

渡部委員 また分かるようなものがあれば教えておいてください。参考に勉強しに行くというのもいいかもしれない。

寺田委員 今先生おっしゃったようにN T Tにこだわることなく、今は無線ルーターとかいろいろ方法があると思うんですよね。W i f iを使って。初期投資がどちらが安いとかね、いろんな意味で総合的に考えられるのはいいかなと思いましたね。

渡部委員長 ありがとうございます。他にどなたかご意見ありませんでしょうか。

林委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、今現在、市が無償でこれを行っているわけなんですけども、もし、この該当者以外の方で

これを付けたいという方がみえた場合、有償で今やられているのか。それとも他の警備会社なんかをご紹介してもらっているのか。完全に断っているのか。その点はどうなっていますか。

事務局（高木） 今現在は指名競争入札で業者が決まっています。当然今言われる課税者の方が申し込まれるケースもございます。そういった場合ですと、他の業者であるんですけど、うちで金額が決まった契約がございますのでこの方をおつなぎさせていただいて、今市が契約させていただいているものと同じものであれば、ただ他の方も言われましたけどいろいろな業者がいらっしゃいますので、お高くなりますけどもすべて守られる。常に見ているものから簡易的なボタンのものまで種類がございますので、そういったもののご案内はさせていただけますが、同じものでよければという形で、業者の方は今うちはここで契約させていただいております。というようなご案内をさせていただいて、その先中身が使える使えないに関しましては、なかなか行政ですので言いにくいのですが、そういったご案内の仕方をさせていただいております。

林委員 じゃあ、個人的にしたかったら、今は個人で希望者はできるってということですね。

事務局（高木） そういうことです。

林委員 分かりました。

渡部委員長 今のところ緊急通報装置については、装置が今のままでいいのかとか、利用者を課税者まで広げるのかとか、その利用料はどうするのか等の意見が出ておりますから。

他に何か言っておきたいことはないでしょうか。

ないようでしたら、そのへんを検討させていただいて、一から検討するようになるかもしれませんがもしもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に事項書4 その他について事務局からありましたらよろし

くお願いいたします。

事務局（鈴木） 特にありません。

渡部委員長 それでは、委員の皆さん、貴重なご意見ありがとうございました。これをもちまして、本日の津市介護保険事業等検討委員会を終了します。

委員の皆様には、お忙しい中、長時間ありがとうございました。

事務局（永合） 渡部委員長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたりましてご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の当委員会は、8月頃の開催を予定しております。開催日につきましては委員長とも相談した上で、各委員の皆様にご案内をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

本日はこれにて終了させていただきます。